

福利厚生施設の利用

Q : 当社には福利厚生施設がないので、特定の旅館と契約して、社員に低価で利用できるようにしています。利用した社員には、何か課税問題が生じますか？

A : 社員全員が利用できるものであれば、課税されないと思われます。

【解説】

会社が役員若しくは使用人に対し、自己の営む事業に属する用役を無償若しくは通常対価の額に満たない対価で提供し、又は役員若しくは使用人の福利厚生のための施設の運営費等を負担することにより、その用役の提供を受け又はその施設を利用した役員又は使用人が受ける経済的利益については、当該経済的利益の額が著しく多額であると認められる場合又は役員だけを対象として供与される場合を除き、課税しなくて差し支えないとされています。

この取扱いは、会社が契約した一般の旅館等を通常価格より安い価格で利用させるという場合にも適用されますので、おたずねの場合に社員が受ける経済的利益については、その額が著しく多額であると認められる場合や特定の社員のみしか利用できないという場合を除き、課税されません。

ただし、この取扱いは、経済的利益についての取扱いですから、旅行をする社員に金銭を補助するという場合には適用されませんので、注意してください。

